

化学物質の環境リスクの低減

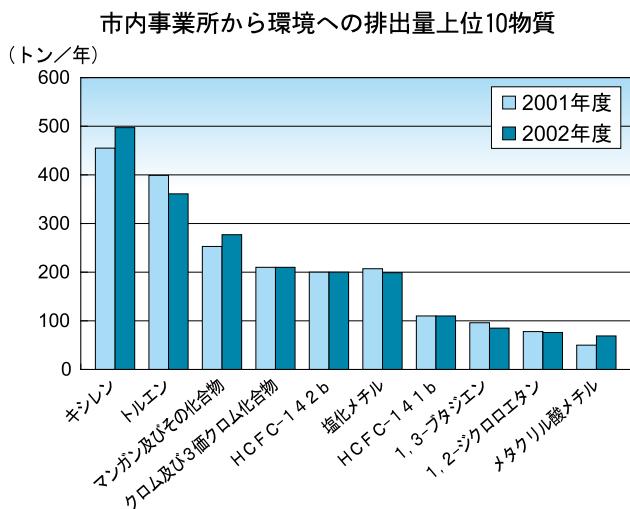
～ダイオキシン類等の有害化学物質による環境負荷の低減～

○現状

▶▶ 化学物質の排出量

1999年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、対象事業者は、人や生態系に有害なおそれがある対象物質の前年度の環境への排出量及び当該事業所の外への移動量について市を経由して国へ提出することが2002年度から義務付けられました。

2003年度に市内214事業所から届出された物質は、法対象354物質のうち116物質で、環境への排出総量は2,823トン(2002年度実績)であり、2001年度実績の2,927トンに比べて3.6%減少しました。



※ PRTRとは

人や生態系に有害なおそれがある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

▶▶ 内分泌かく乱化学物質

市では、国が内分泌攪(かく)乱作用を有する疑いがあるとしてリストアップした65物質のうち、プラスチックの可塑剤等として使用されているフタル酸エステル化合物、農薬等27物質について、大気、水質及び底質の環境濃度の状況を調査しました。

2003年度においては、大気は14物質、水質及び底質はそれぞれ24物質について調査を行い、その結果、大気からは6物質、水質からは河川で5物質、海域で4物質、底質からは河川で10物質、海域で13物質が検出されました。

※ 内分泌かく乱化学物質とは

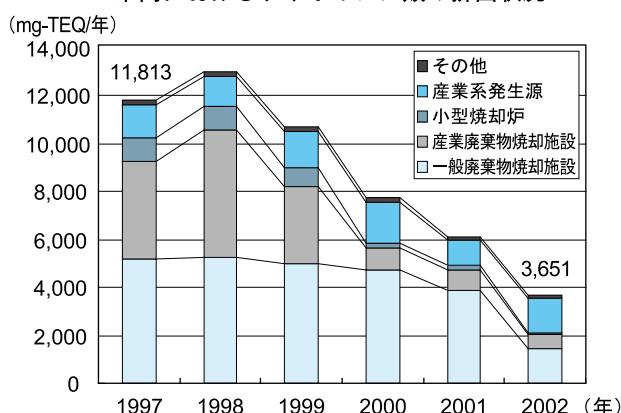
動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質をいいます。

▶▶ ダイオキシン類

2003年度ダイオキシン類環境調査は、市内の大気35地点、公共用水域水質15地点及び底質13地点、地下水質3地点、土壌12地点で実施しました。結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

また、大気及び公共用水域へのダイオキシン類の排出量は、ダイオキシン類対策特別措置法が施行となつた2000年以降、年々減少しており、2002年の排出量は1997年の排出量と比べ69%減少しました。

市内におけるダイオキシン類の排出状況



◆◆◆ リスクコミュニケーションの推進

化学物質によるリスクを低減し、その管理を促進するためには、企業、地域住民、NGO、学識経験者、行政の各主体が協働して化学物質対策に取組むことが重要です。こうしたことから、市民、事業者、行政間のリスクコミュニケーションの場として2003年度に設置した「川崎市化学物質に関するリスクコミュニケーションを進める会」により、PRTRデータ、環境濃度、環境リスクなど化学物質に関する情報交換を推進するとともに、各主体の役割やリスクコミュニケーションのあり方を検討しています。

